

第42回IHC神戸会議

平成30年3月13日～14日に、第42回IHC (International Harmonization Council/国際整合化委員会) 会議が、JIMGAの主催により神戸ベイ・シェラトン ホテル&タワーズ (神戸市) で開催されました。会議の参加者は、AIGA (アジア) 2名、EIGA (ヨーロッパ) 2名、CGA (アメリカ) 4名、JIMGA (日本) 5名に加え、IOMAGC (International Oxygen Manufacturers Association - Global Committee/国際酸素製造者協会 - 国際委員会) オブザーバー2名 (Linde、Air Liquide) の総勢15名となりました。



会議の様子

Rich Craig (CGA技術ダイレクター) 議長の進行のもと、会議が進められました。自己紹介に続き、独占禁止法遵守宣言を確認し、前回の第41回IHCデンバー会議の議事録の確認を行った後、各協会の活動報告が行われました。

JIMGAからは、2018年JIMGA賀詞交歓会間会長の挨拶 (ビジネス環境、JIMGAの活動内容) およびJIMGA発行文書 (JIMGA基準、IHC参考文書) を紹介した後、産業ガス部門では、規制改革案件 (容器再検査におけるUT (超音波探傷試験) の応用、CEの単独荷おろし)、RFタグの導入状況および長期停滞容器の回収結果について、また医療ガス部門では、MGR実績、安全な容器取扱いキャンペーン、納入年月シール (返却期限付き)、医療事故とリコールについて紹介しました。

次に、特殊ガス (自然発火性ガス) のギャップ分析結果を反映させた新規プロジェクト提案の議論があり、続いてEIGA、およびCGAから提案された新規プロジェクト候補3件について議論され、2件のプロジェクト「装置とユーティリティへの汚染防止」、および「可搬式液体



参加者集合写真

容器の安全な取扱い指針」の文書作成が開始されることになりました。また、現在活動中の新規10件、改訂9件の各主導協会の進捗と各協会からの発行時期が確認されました。JIMGA主導の「ホスフィンの取扱い指針」と「アルシンの取扱い指針」の改訂については、最終案の修正コメントが出され承認が得られなかったため、コメント対応を行った最終修正案を4協会でもレビュー中であることが報告されました。

各セッションの議論では、水素(JIMGA水素スタンドプロジェクト、日本におけるJHyM設立)、医療ガス(医療ガス容器点検キャンペーン「医療ガス設備点検整備記録帳」改訂)、保安・保障(平成28年労働災害統計調査報告)についてJIMGAより報告し議論がされました。

3月15日には、9名の参加者を得て、姫路方面への見学会を行いました。まず明石海峡大橋を通過して淡路島の北淡震災記念公園を見学しました。断層や被災住宅に驚嘆し、地震シミュレーター体験では、参加者のほとんどが地震を経験



姫路安全スクール見学



姫路城観光

したことがないため大変驚いた様子でした。世界遺産に指定されている姫路城の観光では、技術者が多かったためか、城の防御のための仕組みや構造設計に興味を示していました。天守閣内の神社では、参拝してお賽銭を供えた参加者もいました。最後の見学場所である姫路安全スクールでは、世界に類を見ないローリやCEのカットモデルを見た後、スクールの実地授業での液体窒素放出後の水分の結露の様子を見て、感心することしきりでした。また活発な質疑応答もあり、大幅に時間をオーバーするほどでした。

次回の第43回IHC会議はEIGA主催となり、ベルギーのアントワープで、2018年8月28日～29日に開催されます。

平成29年度下期 国際整合化文書の発行

平成29年10月以降JIMGA基準類・国際整合化指針2件、環境影響に関する指針・国際整合化指針1件、および国際整合化文書(参考文書)8件が発行されました。

1. JIMGA基準類、国際整合化指針

書籍名	基準番号	発行年月
空気液化分離装置の安全運転指針 初版	JIMGA-T-S/107/17	H29.12
PSA及び膜式酸素及び窒素発生装置の安全な設置と取扱い 改訂1版	JIMGA-T-S/47/17	H29.12

2. 環境影響に関する指針、国際整合化指針

書籍名	基準番号	発行年月
ガスの廃棄指針 改訂2版	JIMGA-T-S/23/17	H29.12

3. 国際整合化文書（参考文書）

書籍名	基準番号	発行年月
パーライトの管理【全訳/含原文】改訂1版	IHC-Doc/04/18	H30.2
加圧酸素製造用ろう付アルミニウム熱交換器の安全な使用 改訂1版	IHC-Doc/21/18	H30.1
個人用保護具の選定指針【全訳/含原文】初版	IHC-Doc/45/18	H30.3
低温貯槽の安全な設計と運転指針 初版	IHC-Doc/46/17	H29.12
低温貯槽(破裂板付き)への充填時における過剰圧力の解析と防止のための計算手法 初版	IHC-Doc/47/17	H29.12
フッ素の安全な取扱い 初版	IHC-Doc/48/18	H30.2
酸素・酸素富化雰囲気における火災の危険性 初版	IHC-Doc/49/18	H30.3
高圧酸素の呼吸ガス応用における非金属材料の毒性の危険性 初版	IHC-Doc/50/18	H30.3

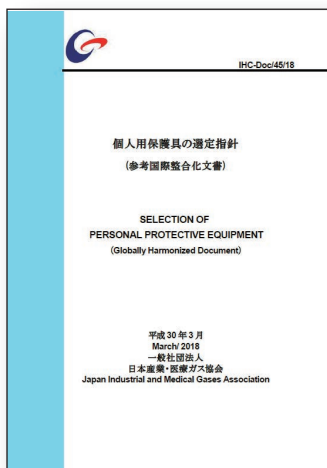
JIMGA基準類と環境影響に関する指針は、国内法に配慮したもので、JIMGA技術審議委員会の承認を得た文書です。また、国際整合化文書（参考文書）は、IHCメンバー4協会が国際整合化基準（英語）として発行した文書を技術内容の把握ができるように一部（目次、はじめに、適用）もしくは全文を日本語に翻訳し発行したもので、各国の法規等の違いで、内容は必ずしも日本の国内法に則ったものではありません。

会員の皆様から『国内法に準拠した内容に改め、JIMGA基準とすべきである』というご要望をいただいた場合は、JIMGA基準化を検討いたします。ぜひ、ご意見・ご要望等をお寄せください。

上記文書をご覧になる場合は、下記リンク先をご参照ください。

<http://www.jimga.or.jp/front/bin/cglist.phtml?Category=7074#>

※これらの文書については、会員は全文閲覧可（ID、パスワード必要）となっています。



<問合せ先>

担当：国際部会事務局 羽坂 智

email shasaka@jimga.or.jp

TEL 03-5425-2420 FAX 03-5425-2256

(国際部会事務局 羽坂 智)

会員紹介 ー熊本酸素株式会社ー

【くまさんグループは100周年】

平成30年、くまさんグループは創業100周年を迎えました。これもひとえに、お客様、仕入先様をはじめ多くのお取引先様のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

弊社は、大正7年5月に先々代の白瀬方敏が医療用酸素ガスの販売を目的に、熊本市の鍛冶屋町にて熊本酸素商会を起業し、当時国内で最先端の医療技術であった酸素ガスを使用した治療の啓発、普及に努め、自ら自転車で遠方への配達もするなど苦勞を重ねながら、熊本医療界への貢献を始めたことを起源といたします。

以来、戦前戦中戦後の物資不足や混乱のときを乗り越え、その後の経済成長に応じて先代の白瀬康敏が医療用や産業用の高圧ガス、民生用のプロパンガスの販売を伸ばし、製造業向けの機器販売が増加する中、急逝した先代を引き継いだ白瀬貴美子が昭和51年に熊本酸素株式会社を設立しました。

その後、業績の伸長に伴い昭和56年にプロパンガス部門を独立分社化してくまさんガス産業(株)を設立し、昭和59年には医療ガス部門を独立させ、熊本医療ガス(株)を設立しました。そして昭和63年に半導体関連部門を(株)くまさんメディクスとして、同様に平成17年に(株)エムアイティを独立分社化し、現在のくまさんグループ5社となっております。

創業以来からの社訓である「感謝・信頼・発展」の精神は少しも変わることなく社員全員の中に息づいており、今後もメーカー様や仕入先様との連携をさらに強化して、より大きく「お客様の事業発展に貢献できることを喜びとする」、真の百年企業を目指す所存でございます。



先代、先々代の肖像と共に

創業と沿革

当社は大正7年（1918年）5月に熊本市で医療ガス販売を目的に起業した熊本酸素商會を起源とし、昭和9年に合資会社熊本酸素商會を設立しました。その後、医療用や産業用の高圧ガス、民生用のプロパンガスの販売、製造業向けの機器販売を伸ばし、昭和51年に熊本酸素株式会社を設立、各種高圧ガスの製造・販売を中心に地元密着型の高圧ガスディーラーとして成長を続けてきました。



現在の本社



設立時の本社

JIMGAとの関わりと今後について

現在、九州地域本部熊本県支部の会員として、熊本県内の高圧ガスによる災害を未然に防ぐことを目的とし、保安点検の強化、長期停滞容器の撲滅、不明容器の回収を積極的に実施しています。その甲斐もあり平成28年4月に発生した熊本地震の際も、高圧ガスによる災害を防ぐことができました。これもJIMGAをはじめ関係団体からの保安、安全に関する情報提供や指導が的確に行われ、それを従業員一同で共有しているからこそ成し得た結果だと理解しています。

昨年はJIMGA医療ガス部門「災害功労賞」を九州地域本部熊本県支部として受賞しました。当社としても従業員一同、喜びを分かち合ったと同時に身が引き締まる思いであります。今後もこの榮譽に恥じない取り組みを率先して示すことで、会員の模範となる企業を目指してまいります。

くまさんグループ代表 熊本酸素株式会社 代表取締役社長 白瀬 貴美子



表彰集合写真

高圧ガス保安法関係省令等の改正について

高圧ガス保安のスマート化の一環として、平成30年3月30日に、水素燃料電池自動車の更なる普及のために必要となる規制の見直しや新しい検査技術を用いた高圧ガス容器の再検査方法の一般化等のための改正が行われました。改正の内容は以下のとおりです。

- ① 水素燃料電池自動車の更なる普及のための規制の見直し
- ② 超音波探傷を用いた半導体製造用の高圧ガス容器の再検査方法の一般化
- ③ その他
 - ・ 第一種製造者の特定施設に係る保安検査方法に関する民間規格改正への対応
 - ・ 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律の施行に向けた対応
 - ・ 高圧ガス容器の附属品に係る技術基準の例示の取消し
 - ・ 認定事業者等の認定に関する内規の見直し
 - ・ その他文言の適正化等

上記の①水素燃料自動車関係につきましては、高圧ガス小委員会の資料が参考となりますので、こちらをご参照ください。

⇒ http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/koatsu_gas/pdf/012_05_00.pdf

半導体製造用容器における超音波探傷試験について

企業実証特例制度を利用して実証が行われていた超音波探傷試験について、今回の省令改正により一般化され(上記②)、検査方法として日本非破壊検査協会規格 NDIS 2430 (2017) が告示指定されました。ただし、対象は「半導体製造用継目なし容器」に限られ、実施可能な再検査機関も多くありません。また、附属品(容器弁)を取り外さずに再検査する方法も可能となりますが、新たに書類検査(書類の作成および検査機関への提出)が必要となるなど、さまざまな条件がありますので、今後WG活動を通じて会員の皆様にお知らせする予定です。

その他の改正

その他、保安検査方法に告示指定されている規格(KHKS等)の最新版が告示指定されました。

また、従来告示指定されていた日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準(JIGA-T-S/12/04)」は、上位基準が発行されたことから、告示指定を解消されました。

上記②および③につきましては、こちらの資料を参考としてください。

⇒ http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/koatsu_gas/pdf/012_06_00.pdf

(技術・保安部会事務局 大沼 倫晃)